行 政制 度調整表

専門部会	財政・住民生活・産業・建設	分 類	手数料
分科会	民税・資産税・収納 住民・環境衛生・農 業委員会・都市計画	調整項目	証明・交付等手数料

中条町担当	税務課・町民福祉課・農業委 員会・地域振興課		
黒川村担当	企画財政課・住民課・農業委 員会・建設課		

	現	況						
記載事項	手数料の種類	中条町		黒川村		調整方針	備	考
ロレギルディス		単位	金額	単位	金額			
戸籍	戸籍の謄本・抄本の交付	1 通	450 円	1 通	450 円	両町村で差異がないため、現行のとおり 		
	除籍の謄本・抄本の交付	1 通	750 円	1 通	750 円			
	戸籍の記載事項証明	証明事項1件	350 円	証明事項1件	350 円			
	除籍の記載事項証明	証明事項1件	450 円	証明事項1件	450 円			
	戸籍受理証明・書類記載事項証明	1 通	350 円	1 通	350 円			
	戸籍受理証明(上質紙を用いた場合)	1 通	1,400 円	1 通	1,400 円			
	戸籍届出書類の閲覧	書類1件	350 円	書類1件	350 円			
主民基本台帳	身分及び居住等に関する証明	1件	300 円	1件	200 円	 合併時に中条町の例により統一する。		
	住民票・広域住民票の交付	1件	300 円	1 枚増す毎に 50 円追加	200 円	9 (黒川村の手数料は、平成 17 年 4 月改定 9 予定)		
	住民票記載事項の証明	1件	300 円	1件	200 円			
	戸籍附票の写の交付	1通	300 円	1通	200 円			
	住民基本台帳の閲覧	1人	300 円	1人	200 円			
	住民基本台帳カードの交付	1 件	500円	1件	500円	両町村で差異がないため、現行のとおり とする。		
印鑑登録	印鑑登録証の交付	1件	300 円	1件	200 円			
	印鑑証明	1件	300 円	1件	200 円	合併時に中条町の例により統一する。 (黒川村の手数料は、平成 17 年 4 月改定		
	認可地緣団体印鑑登録証明	1件	300 円			予定)		
外国人登 録	外国人登録に関する証明	1件	300 円	1件	200 円			
臨時運行許可	自動車臨時運行許可申請の審査	1件	750 円					
任犬病予防	犬の登録	1頭	3,000 円	1 頭	3,000 円	両町村で差異がないため、現行のとおり とする。		
	狂犬病予防注射済票の交付	1頭	550 円	1頭	550 円			
	犬の鑑札の再交付	1件	1,600 円	1件	1,600 円			
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340 円	1件	340 円			
鳥獣保護	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付	1件	3,400 円	1件	3,400 円			

	現	況						
 記載事項 手数料の種類		中条町		黒川村		調整方針	備	考
心似 争 块	テ数科の種類 	単位	金額	単位	金額			
税	優良宅地造成認定申請の審査					A (Mat to the farm of The 1 to 6 to the 1		
	造成宅地の面積が	1 <i>U</i> +	90 000 III			合併時に中条町の例により統一する。		
	0.1 ヘクタール未満	1件	86,000円					
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	1件 1件	130,000 円 190,000 円					
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	1件	260,000 円					
	0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	1件	390,000円					
	1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	1件	510,000円					
	3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	1件	660,000円					
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 10 ヘクタール以上	1件	870,000円					
		1	070,000 []	-				
	優良住宅認定申請の審査							
	新築住宅の床面積の合計が	1件	6,200 円					
	100 ㎡以下 100 ㎡ 井 村 ラ	1 1 1 1 件	8,600円					
	100 ㎡を超え 500 ㎡以下	1件	13,000 円					
	500 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	1件	35,000 円					
	2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	1件	43,000 円					
	10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下 50,000 ㎡を超えるもの	1件	58,000円					
	50,000 mを超えるもの 住宅用家屋証明申請の審査	1件	1,300円	1件	500 円			
						合併時に中条町の例により統一する。 円 (黒川村の手数料は、平成 17 年 4 月改定 予定)		
	所得、課税及び納税に関する証明書の交付	1件	300円	1件	200円			
	土地に関する証明書の交付	1筆 2筆以上は1筆増す	300 円	1 筆 2 筆以上は 1 筆増	200 円			
		ごとに 40 円加算		すごとに30円加算				
	建物に関する証明書の交付	1 棟 2 棟以上は 1 棟増す ごとに 40 円加算	300円(上限2,000円)	1 棟 2 棟以上は 1 棟増 すごとに30円加算	200 円			
農業	農業経営基盤強化促進法に基づく不動産登記の嘱託	1 件	3,000 円			合併時に中条町の例により統一する。		
都市計画	開発行為許可申請の審査 (1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供 する目的で行う開発行為					合併時に中条町の例により統一する。		
	0.1 ヘクタール未満	1件	8,600 円					
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	1件	22,000 円					
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	1件	43,000 円					
	0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	1件	86,000 円					
	1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	1件	130,000 円					
	3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	1件	170,000 円					
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	1件	220,000 円					
	10 ヘクタール以上	1件	300,000 円					

	現	況					
おままで	手数料の種類	中条町		黒川村		調整方針	備考
記載事項		単位	金額	単位	金額		
都市計画	(2)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する ものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の 建設の用に供する目的で行う開発行為 0.1 ヘクタール未満 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	13,000 円 30,000 円 65,000 円 120,000 円 200,000 円 270,000 円 340,000 円			合併時に中条町の例により統一する。	
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 10 ヘクタール以上	1件	480,000 円				
	(3) その他 0.1 ヘクタール未満 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 10 ヘクタール以上 開発行為変更許可申請の審査	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	86,000円 130,000円 190,000円 260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円				
	(1)開発行為に関する設計の変更	1 件	に応じ、前記の額 に 10 分の 1 を乗 じて得た額 (上限:870,000 円)				
	(2)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変 更	1件	新たに編入される開発区域の面積に応じ、上記の額				
	(3)その他の変更	1 件	10,000 円				
	建築等許可申請の審査	1 件	26,000 円				
	開発許可を受けた地位承継承認申請の審査 (1)開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が、1 ヘクタール未満のもの	1 件	1,700 円				

	現	況					
⇒⇒⇒тъ	工华小小个工工	中 条 町		黒川村		調整方針	備考
記載事項	手数料の種類 	単位	金額	単位	金額		
都市計画	(2)開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の 業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に 供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うも のであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のも の	1 件	2,700 円			合併時に中条町の例により統一する。	
	(3)開発行為が、前記以外のもの	1件	17,000 円				
	開発登録簿の写しの交付	用紙 1 枚	470 円				
その他	公簿、公文書及び公図の閲覧	1件	300 円	1件	200 円	 	
	公簿及び公文書の謄本又は抄本交付	1件	300円	1 件	200 円	(黒川村の手数料は、平成 17 年 4 月改定 予定)	
	その他の証明書の交付	1 件	200 円	1 件	200 円	1. AE)	
関係法令等	地方自治法(昭和22年法律第67号) (手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の (分担金等に関する規制及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事 について全国的に統一して定めることが特に必要と認めら ついて手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に ことを標準として条例を定めなければならない。 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、 とができる。 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金 相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えな 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令等	項については、条例でれるものとして政令で、係る事務のうち政令で、次項に定めるものを除ては手数料の徴収を免いときは、5万円とす	これを定めなければ 定める事務(以下本 定めるものにつき、 くほか、条例で 5 万 れた者については、	ばならない。この場合 項において「標準事 政令で定める金額の 可円以下の過料を科す 条例でその徴収を免	において、手数料 務」という。)に 手数料を徴収する る規定を設けるこ れた金額の5倍に	財政への影響額 一	単位:千円